

高崎経済大学における研究活動上の不正行為に係る調査手続き等に関する取扱規程

平成27年度

規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、高崎経済大学における研究活動上の不正行為に関する規程(平成27年度規程第10号)第9条第2項に基づき、高崎経済大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為(以下「不正行為」という。)に係る調査手続き等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 本学の専任教員その他の本学における研究活動に関わるすべての者
- (2) 不正行為 高崎経済大学における研究活動上の不正行為に関する規程(平成27年度規程第10号)第2条に規定する不正行為
- (3) 配分機関 調査対象となる研究に資金を配分し、又は配分を予定している企業、団体、国又は地方公共団体等

(通報窓口の設置)

第3条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報窓口は、研究グループ研究支援チームに設置し、研究グループリーダーが通報窓口の責任者(以下「責任者」という。)となる。

2 学長は、通報窓口及び通報並びに通報に関する相談方法その他必要な事項を学内外に公表する。

(通報の取扱い)

第4条 不正行為に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール及び面談によるものとする。

2 前項の通報は原則として、通報した者(以下「通報者」という。)の氏名、所属、住所等並びに不正行為が疑われる研究者等(以下「対象研究者等」という。)の氏名、不正行為の態様等、事案の内容及び不正行為とする合理的な根拠が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、匿名による通報であっても、信憑性が高いと認められるときは、通報者による通報に準じて取り扱うことができる。この場合におい

て、当該通報者に対して第10条第3項に規定する通知は行わないものとする。

- 3 学会、報道等により不正行為の疑いを指摘された場合であっても、信憑性が高いと認められるときは、通報者による通報に準じて取り扱うことができる。
- 4 責任者は、不正行為に関する通報を受け付けたときは、速やかに学長に報告するとともに、通報窓口を通じて、通報を受け付けた旨、通報者に通知するものとする。この場合、通報者に対して、さらに詳細な情報の提供又は当該通報に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。
- 5 学長は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、当該通報が悪意によるものと認められた場合、通報者の氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。

(予備調査)

第5条 学長は、前条第4項による報告を受けたときは、30日以内に予備調査の要否を配分機関に報告するとともに、対象研究者等が所属する学部長(以下「学部長」という。)に、次の各号に掲げる事項について当該調査の実施を指示するものとする。

- (1) 不正行為の可能性
- (2) 不正行為とする根拠の合理性
- (3) その他必要と認める事項

- 2 前項に基づき、学部長は、予備調査実施の指示を受けた日から、30日以内にその調査結果を学長及び研究担当副学長に報告するものとする。
- 3 学部長は、対象研究者等に対して関係資料その他予備調査を実施するうえで必要な書類等の提出を求めると及び当該通報に係る関係者へのヒアリングを行うことができる。
- 4 学部長は、予備調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、研究資料等を保全する措置をとることができる。
- 5 学部長は、次の各号の事項を予備調査の結果報告と同時に学長に述べることができる。

- (1) 第7条に規定する調査の要否に関する事項
- (2) 通報の信憑性に関する事項

- 6 学長は、予備調査の結果報告に基づき、通報に係る不正行為が認められないと判断したときには、通報窓口を通じて、その旨を通報者に通知するものとする。

(調査委員会の設置)

第6条 学長は、前条に規定する予備調査の結果により、不正行為の可能性が高いと報告を受けたときは、30日以内に不正行為調査委員会（以下「委員会」という。）を設置して事実関係を調査しなければならない。

2 学長は、調査の実施について配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に報告しなければならない。

3 委員会の委員は、通報者又は対象研究者等と直接の利害関係を有しない者で、次の各号の委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する副学長

(2) 前号の副学長が指名する教員 若干人

(3) 事務局長

(4) 法律、会計の専門的知識を有する学外の者 若干人

(5) 前各号に掲げる者のほか学長が必要と認める学内外の者 若干人

4 委員会の委員の過半数は、学外の者でなければならない。

5 委員会の委員長は第3項第1号に掲げる副学長をもってあてる。

6 学長は、通報者及び対象研究者等に対して、委員会の委員の氏名及び所属を通知する。

7 通報者及び対象研究者等は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、学長に委員会の委員に関する異議申立てを行うことができる。

8 学長は、前項の異議申立ての内容を妥当と認めた場合、委員を変更するとともに、その旨を通報者及び対象研究者等に通知する。ただし、再変更は行わない。

9 学長は、第7項の異議申立てを却下した場合、その理由を通報者及び対象研究者等に通知する。

（調査等の実施）

第7条 委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度等（以下「不正行為の有無等」という。）について調査するものとする。

2 委員会は、次の各号の手順に従い調査等を実施するものとする。

(1) 対象研究者等及びその関係者又は通報者からの事情聴取

(2) 不正行為となる証拠の収集及び分析

(3) 調査結果の取りまとめ

(4) 調査の対象となる研究活動に対する制限に関する意見具申

(5) その他必要と認める事項の調査

3 委員会は、通報された事案に係る研究活動のほか、対象研究者等の他の研究活動

を調査の対象に含めることができる。

4 委員会は、不正行為が他の研究機関に関係する場合、当該研究機関に必要な通知を行うとともに、必要に応じて、当該研究機関と合同で調査を行うことができる。

5 委員会は、他の研究機関から調査の協力を求められた場合、協力しなければならない。

6 委員長は、委員会の調査の進捗状況について、学長に報告しなければならない。
(調査協力)

第8条 対象研究者等は、委員会の調査に積極的に協力しなければならない。

2 対象研究者等は、委員会に虚偽の申告をしてはならない。
(認定等)

第9条 委員会は、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行い、調査結果を学長に報告しなければならない。

2 前項に関わらず、委員会は、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、調査の過程であっても、速やかに認定し、学長に報告しなければならない。

3 本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定する。

4 第1項において、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、その旨の認定を行うものとする。この認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告等)

第10条 委員長は、委員会設置の日から120日以内に、調査結果をまとめた報告書を作成し、関連資料を添えて学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、不正行為が行われたと認めたとき及び通報が悪意に基づくものと認めたときは、第4条第4項による通報を受け付けた日から210日以内に、調査結果を配分機関等に報告しなければならない。ただし、期限までに調査が完了しない場合にあつては、調査の中間報告を配分機関等に提出しなければならない。

3 学長は、当該調査結果について、通報者及び対象研究者等に通知し、教育研究審議会に報告するものとする。

4 学長は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、配分機関等に調査の

進捗状況を報告し、及び中間報告を提出しなければならない。

(不服申立て)

第11条 通報者及び対象研究者等は、前条第3項の調査結果に不服がある場合、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、不服申立てを行うことができる

2 前項の不服申立てを行うときは、不服申立ての根拠を書面にして、学長に申し立てなければならない。

3 学長は、前項の不服申立てがあった場合、その申立てを却下したときも含め、配分機関等に報告しなければならない。

(再調査)

第12条 学長は、前条の不服申立てがあった場合、不服申立てに対する再調査を行うか否かを決定する。

2 学長は、再調査を行う場合はその旨を、通報者及び対象研究者等に通知し、委員会に対して再調査を指示し、及び配分機関等に報告しなければならない。再調査を行わない場合は、その理由を、不服申立てを行った者に通知する。

3 委員長は、再調査の開始から50日以内に、再調査結果を学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告を受けたときは、その調査結果について、通報者及び対象研究者等に通知するとともに、配分機関等に報告しなければならない。

(措置)

第13条 学長は、第9条第2項に基づく報告を受けた場合は、第10条第1項の報告を受けるまでの間、対象研究者等に対し調査の対象となる研究活動の停止等適正な措置をとることができる。

2 学長は、不正行為の内容に応じ、公立大学法人高崎経済大学職員就業規則(平成23年度規程第24号)及び公立大学法人高崎経済大学職員懲戒規程(平成23年度規程第32号)に基づく懲戒処分等の適正な手続きを講ずるものとする。

3 学長は、第10条第1項の報告に基づき、不正行為が行われたと認めなかったときは、その旨を調査に関係した者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

(調査結果の公表)

第14条 学長は、不正行為が行われたと認めたときは、速やかに調査結果を公表するものとし、公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 不正行為に関与した研究者等の所属及び職名

- (2) 不正行為の内容
- (3) 本学が調査結果の公表時までに行った措置の内容
- (4) 委員会委員長の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順

2 学長は、不正行為が行われたと認めなかったときは、調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合、調査結果を公表することができる。

(通報者及び対象研究者等の保護)

第15条 通報者について、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない。

2 対象研究者等について、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、研究活動を全面的に禁止するなどの過度な措置や不利益な取扱いを行ってはならない。

(義務等)

第16条 この規程の定める手続きに関与する者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- (2) 任務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (3) 通報者、対象研究者等及び調査に協力した関係者のプライバシー等に配慮し行動しなければならない。
- (4) 調査が自ら関係するものであった場合には、その通報の処理、調査等に関与してはならない。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、研究グループ研究支援チームにおいて処理する。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育研究審議会の議を経て学長が別に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年7月6日第5号）

この改正は、平成28年7月6日から施行する。

附 則（平成28年9月21日第7号）

この改正は、平成28年9月21日から施行する。

附 則（令和3年8月4日第4号）

この改正は、令和3年8月4日から施行する。